

仕 様 書

1. 件名

スキー場のベルトコンベア式移動設備（接地型エスカレーター）に関する中華人民共和国の法規制の調査

2. 目的

本調査は、スキー場に設置されるベルトコンベア式移動設備（接地型エスカレーター）に関する中華人民共和国の法規制の状況を調査することを目的とする。

3. 業務内容

受注者は、中華人民共和国におけるスキー場に設置されるベルトコンベア式移動設備（接地型エスカレーター）（以下、「ベルトコンベア式移動設備」という。）に関する法令等について調査を行い、必要に応じ法律専門職としての解説を加え、日本語で報告書を作成し、提出する。

調査の対象とする法令の範囲は、強制規格だけでなく、広く用いられている団体標準も含むものとし、ベルトコンベア式移動設備の製造・販売・設置・使用・維持管理及び輸出入等に関するものとする。

上記のほか、ベルトコンベア式移動設備に関連し、近年発生した死亡等の重大事故又は典型的と考えられる事故の内容、裁判例、関連する行政指導ほか、特に重要と考えられる公的機関の対応が確認された場合は、受注者の判断により、報告書に記載するものとする。

報告書に記載する内容に関し、可能な範囲で、法令データベース等、参照した情報源を明示するものとする。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5. 納品の形式及び提出期限・提出場所

(1) 納品物

報告書（PDF データ及びWORD データ） ※メールにて担当者に提出。

(2) 納品及び納入期限

下記の納入期限までに、受注者が発注者に納品物を引き渡すとともに、発注者の検査に合格することによって納品の完了とする。

一次納入期限：令和8年7月31日（金）

最終納入期限：令和9年3月24日（水）

6. 本件受注に係る要件

受注者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 日本語及び中国語を用いて法務関連業務を遂行する能力を有していること。
- (2) 本件業務を遂行するに当たり、日本の弁護士、中国律師並びに中華人民共和国に所在する法律事務所等において中国法務を取り扱った経験を有する者それぞれと連携し、中国法制に関する最新の専門的知見に基づき、適切に対応することが可能な体制を有していること。
- (3) 日本の弁護士資格を有している者が、発注者との協議を直接行うこと（手続的な内容を除く）。
- (4) 中国法務に関する専門書、実務書又は学術論文等の執筆経験を有していること。
- (5) 日本の消費者事故調査に関連した調査業務を受託した実績を有していること。
- (6) 必要に応じて、中国の関係行政機関又は関係団体に事実確認等を行うことが可能であること。

7. 再委託、知的財産権及び秘密保持に関する遵守事項

- (1) 受注者は、発注者から委託を受けた本件業務の全部若しくは一部を他の者に対し、原則として再委託してはならない。但し、受注者が本件業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について再委託承認申請書に記載し、発注者が了承した場合は、この限りでない。
- (2) 前項の承諾に基づく再委託をした場合、受注者は、再委託先の行為について、一切の責任を負う。
- (3) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその他すべての権利は、発注者に譲渡するものとする。また、受注者は作成した成果物について、著作人格権を行使しないものとし、発注者は成果物について、独自の整理、加工、分析を行い、公表することができるものとする。
- (4) 受注者が本件業務の遂行に当たって第三者が権利を有する著作物を使用する場合、受注者は、当該著作権等の使用に厳重な注意を払うとともに当該

使用に必要な一切の手続をし、当該使用に関する一切の費用を負担する。

- (5) 本件業務の遂行に当たって第三者との間で著作権等に関する紛争が生じた場合、受注者は、自己の責任と費用をもって処理、解決する。
- (6) 受注者は、本仕様書の存在及び内容並びに本件業務の遂行に関して知り得た発注者の事務上の一切の情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

8. その他

- (1) 受注者は、本件業務の遂行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 12 月 10 日消費者庁訓令第 38 号）第 3 条に規定する合理的配慮に留意する。

※ URL : https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

- (2) 本仕様書とは別に双方の合意があった場合は、当該合意に従うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者は、発注者と誠実に協議した上、解決するものとする。

9. 担当者連絡先

消費者庁消費者安全課事故調査室 成田、竹重、鈴木 03-3507-9127